

議案第 27 号

天理市道路占用料に関する条例及び天理市法定外公共物管理条例の
一部改正について

天理市道路占用料に関する条例及び天理市法定外公共物管理条例の一部を次のように改正しようとする。

平成26年3月4日提出

天理市長 並 河 健

天理市道路占用料に関する条例及び天理市法定外公共物管理条例の
一部を改正する条例

(天理市道路占用料に関する条例の一部改正)

第1条 天理市道路占用料に関する条例(昭和29年9月天理市条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。

別表(第2条関係)

占用の種類	単位	占用料(円)	摘要
第一種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1本につき1年	430	組立鉄柱又はH柱は、2本とみなす。
第二種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線		660	
第三種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線		900	
第一種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		390	
第二種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		620	
第三種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		850	
その他の柱類		39	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4	
地下電線その他地下に設ける線類		2	
路上に設ける変圧器	1個につき1年	380	

地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつき1年	230	
公衆電話所		1個につき1年	770	
郵便差出箱			320	
地下埋設物類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		35	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		46	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		70	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		93	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230	
	外径が1メートル以上のもの		460	
アーケード		占用面積1平方メートルにつき1年	770	日覆を含む。
地下街及び地下室			近傍類似の土地の時価に0.004を乗じて得た額	階数が1のもの
通路	上空に設けるもの		930	こ道橋を含む。
	地下に設けるもの		560	
	その他のもの		770	橋その他これに類する施設を含む。

板囲、足場、柵等の工 用施設類			190		
仮設建築物		占用面積1平方メ ートルにつき1月	190	工 事用資材置場、 盤台、露店その他 これらに類するも の	
広 告 物 類	看板	一時的に設 けるもの	表示面積1平方メ ートルにつき1月	190	添 加 広 告 物 を 含 む。
		その他のも の	表示面積1平方メ ートルにつき1年	1,900	
	旗ざお	一時的に設 けるもの	1本につき1日	19	
		その他のも の	1本につき1月	190	
	アーチ	車道を横断 するもの	1基につき1月	1,900	
		その他のも の		930	
	広告塔		表示面積1平方メ ートルにつき1年	1,900	
	標識		1本につき1年	620	
その他の工作物、物件又 は施設		占用面積1平方メ ートルにつき1年	近傍類似の土 地の時価に 0.016を乗じ て得た額	倉 庫、店舗その他 これらに類するも の	
その他前各項により難い 占用		—	前各項に準じ て市長が定め る額		

(天理市法定外公共物管理条例の一部改正)

第2条 天理市法定外公共物管理条例（平成16年9月天理市条例第19号）の一
部を次のように改正する。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	単位	占用料（円）
第1種電柱並びにその支 柱、支線柱及び支線		430

電柱、電線、 変圧塔、公衆 電話所、郵便 差出箱その他 これらに類す る工作物	第2種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1本につき1年	660
	第3種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線		900
	第1種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		390
	第2種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		620
	第3種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		850
	その他の柱類並びにその支柱、支線柱及び支線		39
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4
	地下電線その他地下に設ける線類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	380
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		770
	郵便差出箱		320
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	230
水道管、下水道管、ガス管 その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		35
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		46
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		70
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		93
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230

	外径が1メートル以上のもの		460
通路	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	930
	地下に設けるもの		560
	通路橋及び進入路		230
広告物類	看板（一時的に設けるもの）	表示面積1平方メートルにつき1月	190
	看板（その他のもの）	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900
	旗ざお（一時的に設けるもの）	1本につき1日	19
	旗ざお（その他のもの）	1本につき1月	190
板囲、足場、柵等の工事用施設類		占用面積1平方メートルにつき1月	190
その他前各項により難い占用		—	前各項に準じて市長が定める額

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。